

奈良県立図書情報館カフェレストラン出店事業者を募集するので、次のとおり公告する。

令和7年2月5日

奈良県立図書情報館副館長 福岡 一浩

1 募集概要

(1) 出店業務

奈良県立図書情報館カフェレストランの営業

(2) 営業内容

奈良県立図書情報館カフェレストランでの飲食物の提供

(3) カフェレストラン使用期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

※行政財産使用許可による使用とし、使用期間は1年間。出店事業者の使用状況等を勘案し、当館が継続して使用許可できると判断した場合は、1年毎に使用許可を更新し、使用期間は当初の使用許可日から最長5年間。

(4) 出店条件等

4の(2)により配布する募集要項による。

2 応募資格

応募の時点において、奈良県内に本店、支店、営業所、店舗のいずれかを置いている法人または個人で、飲食関連サービスの経営・営業実績を持ち、図書情報館の運営について理解・協力をいただける方で、かつ以下の全てに該当する者とする。

(1) 法令等の規定により営業及び販売について許認可等を必要とする場合には、その許認可等を受けていること。

(2) カフェレストランの営業業務において、自ら管理経営する実績を1年以上有していること。

(3) 食品衛生法、その他の関係法令等に基づく処分などを過去3年間受けていないこと。

(4) 次のいずれにも該当しないこと。

① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項各号に掲げる者。

② 会社更生法(平成14年法律154号)及び民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく申立てをしている者。

③ 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団員、その他反社会的団体又はそれらに関連すると認められるに足りる相当の理由のある者。

④ 国税、地方税を滞納している者。

3 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

(1) 「2 応募資格」に定めた資格が備わっていないとき。

(2) 複数の提案書を提出したとき。

(3) 提案書類の軽微な不備について、当館が指示する期日までに補正に応じないとき。

(4) 提出書類に虚偽または不正があったとき。

(5) そのほか不正行為があったとき。

4 手続き等

(1) 担当所属（書類の提出先及び問い合わせ先）

〒630-8135 奈良市大安寺西1丁目1000番地
奈良県立図書情報館 総務企画課
電話0742-34-2111

(2) 募集要項の配布

令和7年2月5日（水）から令和7年2月28日（金）までの間に、（1）の担当所属又は奈良県立図書情報館ホームページから入手すること。ただし、（1）での配布については、図書情報館の休館日（2月28日（金）を除く）を除く午前9時から午後5時までとする。

(3) 現地見学会

（2）により配布する募集要項の示すところによる。

(4) 質問の受付

（2）により配布する募集要項の示すところによる。

(5) 提案書等の提出

（2）により配布する募集要項の示すところによる。

5 出店事業者の選定

4の（2）により配布する募集要項に示すところによる。

6 出店事業者に対する使用許可

4の（2）により配布する募集要項に示すところによる。

7 その他

（1）本業務の提案への参加にかかる費用は、応募者の負担とする。

（2）提出された提案書等は返却しない。

（3）本業務の詳細は、4の（2）により配布する募集要項の示すところによる。